

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正について
(議案第 1 1 6 号)

下水道整備課

1 改正の理由

- (1) 農業集落排水事業に係る分担金の廃止に伴い、排水処理施設に接続するための取付管の設置に係る取扱いを見直す。
- (2) 災害その他非常の場合において、迅速に排水設備の復旧等をできるようにするため、排水設備の工事を行うことができる者についての特例を定める。

2 主な内容

- (1) 排水処理施設に汚水を流入させようとする建築物の所有者に対し、取付管の設置を義務付ける。
- (2) 災害その他非常の場合においては、他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に本市の事業区域内で排水設備の工事を行わせることができることとする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日 (ただし、2 の(2)については、公布の日)